

第 1 2 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 3 年 6 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 3 年 6 月 1 8 日（金）午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 3 年 6 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 1 6 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	奥田 哲也	出席
職務代理者（6）	岸本 博	出席	7	串田 修	出席
2	大森 美也子	出席	8	今東 徳雄	出席
3	大森 勇二	出席	9	延澤 強哉	出席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司
 参事監 真田 明彦 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 橋本 聡実
 主任 川田 秀紀

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- 申 請 等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹

8番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第123回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 岡本 五樹 委員、8番 今東 徳雄 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正があります。「第123回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第1号議案申請等(2)3ページ1番の譲受人 の職業 を に訂正してください。

以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1ページ1番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約34アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1ページ2番、受贈による所有権移転で、持分を3分の1移転します。受人は現在、約40アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約8.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番から6番は受人が同一のため、併せて説明します。法人化による新規農の所有権移転です。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番と8番は受人が同一のため、併せて説明します。増反による所有権移転です。受人は現在、約1.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番と11番は受人が同一のため、併せて説明します。増反と受贈による所有権移転です。受人は現在、約40アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

なお、5条転用申請6番との同時申請です。

10番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ12番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

13番と14番は受人が同一のため、併せて説明します。増反による所有権移転です。受人は現在、約30アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

16番、増反による所有権移転で、前回取り下げした案件です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業

委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

なお、取り下げ後、政津 については、田面まで土を撤去しました。今回の3条申請許可後に農地改良の許可を得て盛土をし、隣の と同様に果樹を植える計画であると聞いています。

17番、増反による所有権移転です。受人は現在、約53アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

18番、増反による所有権移転です。受人は現在、約39アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進 2番から18番までの17件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可
委員 意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(1)については、1番から18番までの18件を許可と決定
してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)については、1番から18番までの18件を許可と決定
します。

議 長 次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入り
ます。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 3ページ1番から3番までは同じ地域ですので、一括して説明します。

申請地は、いずれも令和3年5月18日付で農振除外済みの案件です。水道管と
下水道管が埋設された道路の沿道で、500メートル以内に、教育施設、医療施設
が2か所整備されている3種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

1番、申請人は現在、中区中井三丁目の官舎に夫婦と子供1人の3人で居住して
いますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったことから、妻
の実家が近く、通勤に便利な申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しよう
とするものです。

2番、申請人は現在、倉敷市帯高の借家に妻と子供1人の3人で居住しています
が、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったことから、妻の実家

に近く、相互に協力しやすい申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

3番、申請人は現在、南区新保の借家に夫婦と子供1人の3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったことから、夫妻の勤務先に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件で、農地の広がり
が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、中区国府市場の借家に夫婦と子供2人の4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったことから、妻の母の所有地で、妻の両親の住居に近く、相互に協力しやすい申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は、令和3年5月18日付で農振除外済みの案件で、農地の広がり
が10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

申請人は現在、中区江崎に本店を置き、運送業を営んでいて、従業員の仮眠室・休憩所として土地と建物を取得しましたが、専用の駐車場がないことから、仮眠室・休憩所に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長
藤田推進
委 員
議 長
全 員
議 長
橋本係長

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

1番から5番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見
となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

3ページ6番、申請地はJR西大寺駅から300メートル以内の3種農地と判断
され、転用目的は農家住宅です。

申請人は現在、東区浅越の持ち家に居住していますが、砂川改修工事により、立
ち退き対象となったため、耕作地に近く、通作するのに都合の良い申請地を所有権
移転して農家住宅に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、

一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は、農業振興地域内の農用地で、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用です。転用期間は、許可日から3年間です。

申請人は現在、東区宿毛の持ち家に三代で同居していますが、さらに子供が生まれ、住居が手狭になったことから、敷地内の現在駐車場として利用している場所に離れを建築します。これにより駐車場が不足するため、自宅に隣接する叔父所有の申請地に使用貸借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。

また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ8番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、東区西大寺新地の借家に妻と子供3人の5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったことから、妻の両親の住居に近い、妻の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 6番から8番までの3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)については、1番から8番までの8件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(2)については、1番から8番までの8件を許可と決定します。

議長 次に、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移転)についてを審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長 申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)については、5ページ1番の1件です。農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見とな

っています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（３）については、原案のとおり決定とします。

議長 次に、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 ６ページ１番と２番の２件で、権利取得の事由はいずれも相続、権利の種類はいずれも所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。

東区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）については、１番と２番の２件を受理と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（４）については、１番と２番の２件を受理と決定します。次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、７ページ１番と２番の２件で、転用目的は貸障がい者グループホーム１件、分譲宅地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、８ページ１番から８番の８件で、転用目的は自己専用住宅等３件、分譲住宅等４件、露天資材置場及び露天駐車場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、９ページ１番から１０ページ７番の７件です。解約理由は転用目的３件、耕作目的４件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１１ページ１番と２番の２件で、内容はいずれも農業用倉庫です。

報告（５）農地改良届については、１２ページ１番から４番までの４件で、内容は普通野菜畑１件、果樹園３件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何も無いようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。
議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。
全員 ありません。
岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。
代理人 これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時16分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員